

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)ニュース 第26号 2020.6.8○

5月27日の25号以来、12日ぶりとなった、新型コロナウイルス感染症ニュース第26号です。宮城県では成田空港検疫所で感染が確認された方がおられた以外、新規の県内感染者発症の情報はなく、学校も再開して社会活動も少しずつ落ち着きを取り戻しつつあるように見えます。周囲に感染症の方がいなければ、新規の患者さんも出にくいとは思われますが、感染者・濃厚接触者が**他人に感染させる可能性のある期間**について厚労省の通知が参考になります。

確認 アルコール除菌剤等の供給・配布について

先週にはハガキでご通知いたしました、仙台市が補正予算から購入したアルコール除菌スプレーが医師会へ納入され、会員の方向けに無料配布を行いました。今月後半にはさらにエタノールジェルタイプ等が配布予定です。日々の診療、学校検診等にご活用ください。

またこのほかにも个人防护具等で不足しているものがあれば、医師会までお知らせください。今後の対応の参考にさせていただきます。

確認 「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正等について(2020.6.1)

感染症法における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院等の取扱いの一部を改正し、5月29日より適用する旨が、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)あてに通知されました。この改正の根拠として「国内外の研究で、**発症日から7日～10日程度経過した場合に培養可能なウイルスが検出されず**、感染性がある可能性が低いと考えられる」ことが述べられており、発症日及び症状軽快からの**時間経過**が退院等の原則の基準とされております。

- ① 入院中の患者さんについて、原則**発症日(注2)から14日間経過し**、かつ、**症状軽快(注1)後72時間経過**した場合退院可能とする。(現行にある症状軽快後のPCR検査を必要としない)
- ② ただし、**発症日から10日経過以前に症状軽快**した場合には、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ**2回のPCR検査陰性**を確認できれば、①の基準を満たさない場合にも退院可能とする。
ただし、重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。
- ③ 宿泊療養又は自宅療養については、**発症日(注2)から14日間経過し**、かつ**症状軽快後72時間経過後**、解除を可能とする。

(注1) **症状軽快**: 解熱剤を使用せずに**解熱**しており、呼吸器症状が**改善傾向**である場合

(注2) **発症日**: **症状が出始めた日**。無症状又は発症日が明らかではない場合には、**陽性確定に係る検体採取日**

(注3) 退院後に再度陽性となった事例もあることから、**退院・解除後4週間は自ら健康観察**を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

一方、濃厚接触者への検査等については、「国内外の研究によると、**発症前(2～3日前)の症状が明らかではない時期から感染性があること**」を踏まえ、**濃厚接触者については、PCR検査を実施**する。陰性だった場合にも**14日間の健康観察**は引き続き行う。

「無症状病原体保有者」の濃厚接触者についても健康観察の対象者とし、「陽性確定に係る検体採取日」の**2日前から感染可能期間として入院等されるまでの期間**に接触した者を濃厚接触者とする。検査についても有症者の濃厚接触者と同様の対応とする。

確認 「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド・第2版」の発行について(2020.5.29)

日本医師会による「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド・第2版」が5月29日付で発表されております。日常診療の参考になりますので、ぜひご一読ください。

http://www.fuji.shizuoka.med.or.jp/iryuu/wp-content/uploads/2020/05/20200602_covid1901.pdf

更新 国内新型コロナウイルス感染症の現状(2020.6.7)

国内 17,914 人(国内発生:17,202 人、クルーズ船:712 人、回復退院 15,793 人)

宮城県内:88 人、仙台市内:65 人(40 日間新規発症ゼロ)

※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年6月7日版参考)」

再掲 仙台市医師会へのご意見

仙台市医師会では会員の皆さまからのご意見に耳を傾け、ご質問等には可能な限りニュース等でお答えしたいと考えております。ご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX:022-267-5193

メール:sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp

編集長（医政広報部長、福壽岳雄）からのひとこと

市内は少しずつ落ち着きを取り戻しつつある雰囲気も見られますが、この機会に第2波、第3波への備えが重要だと思われま。熱中症など通常診療も行いつつ市民の方々の健康維持のため、皆さまの連携が必要です。

医療機関に疑い例の方が来院された時は管轄の保健福祉センター管理課(帰国者・接触者相談センター)へ相談の上、対応してください。

○医療機関からの相談先

- ・青葉区保健福祉センター(管理課) 225-7211
- ・宮城野区保健福祉センター(管理課) 291-2111
- ・若林区保健福祉センター(管理課) 282-1111
- ・太白区保健福祉センター(管理課) 247-1111
- ・泉区保健福祉センター(管理課) 372-3111

(参考)一般市民の方の相談窓口

帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

211-3883 (24 時間)

日本語のわからない方の対応は・・・宮城県国際化協会

275-3796 (上記コールセンターとの通訳)

聴覚障害のある方など電話が困難な方

FAX:211-3192

厚生労働省コールセンター

0120-565653(フリーダイヤル) (9時から21時)

各種情報サイト

仙台市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「新型コロナウイルスに関する Q&A」(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

「新型コロナウイルスに関する Q&A」(医療機関・検査機関の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf>

首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

日本医師会「新型コロナウイルス感染症」

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

ポスター ・一般的な感染症対策について <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

・手洗いについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

・咳エチケットについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック 第2.2版

監修:賀来満夫先生(東北医科薬科大学 医学部 感染症学教室 特任教授)

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第3版)」

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

日本プライマリ・ケア連合学会「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療所・病院のプライマリ・ケア

初期診療の手引き」 Ver2.1 <https://www.pc-covid19.jp/files/guidance/guidance-2-1.pdf>